

福岡県公報

平成 25 年 4 月 2 日
第 3 千 4 百 八 十 四 号
増刊 ①

目次

告 示 (第五百九十三号)

○用途地域の指定のない区域内の建築物に係る容積率等を定める区域の指定と数値の決定の一部を改正する告示

(建築指導課) …………… 一

告 示

福岡県告示第五百九十三号

用途地域の指定のない区域内の建築物に係る容積率等を定める区域の指定と数値の決定(平成十五年十二月福岡県告示第二千二百五十一号)の一部を次のように改正し、平成二十五年四月二日から施行する。

なお、準都市計画区域における用途地域の指定のない区域内の建築物に係る容積率等を定める区域の指定と数値の決定(平成二十二年三月福岡県告示第六百三十三号)は廃止する。

平成二十五年四月二日

福岡県知事 小川 洋

表宗像市の項中

宗像市
(一)
都市計画法第七 条第一項に 規定する市街 化調整区域の 全部
の二〇分
の六
一・五
二・五

を

宗像市
(一)
都市計画法第七 条第一項に規定 する市街化調整 区域のうち、神 湊及び鐘崎を除 く区域の全部
の二〇分
の六
一・五
二・五
(二)
都市計画法第七 条第一項に規定 する市街化調整 区域のうち、神 湊及び鐘崎の区 域の全部
の二〇分
の七
一・五
二・五

に改める。